

最高裁秘書第3058号

令和3年10月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第26号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第11号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年5月12日（令和3年度（最情）諮詢第11号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第26号）

件名：司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告の取扱いが書いてある文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答申書

第1 委員会の結論

「司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告の取扱いが書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「司法修習ハンドブック（2021.2）」を対象文書として特定し、その抜粋部分（以下「本件開示文書」という。）に係る情報を開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年4月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生に関する規則19条1項に基づき、司法研修所長が最高裁判所に提出した報告書の取扱いが書いてある文書が別に存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に該当する文書は、本件対象文書以外に作成又は取得していない。

なお、司法修習生に関する規則19条1項に基づき司法研修所長から提出された報告書を最高裁判所で処理するに当たって、その他の司法行政文書と異なる取扱いをする必要はないことから、苦情申出人が主張する文書を作成する必

要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年5月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 司法修習生に関する規則19条1項によれば、司法研修所長は、司法修習生に、罷免等の事由があると認めるとときは、これを最高裁判所に報告しなければならないとされ、同条2項によれば、高等裁判所長官等が、監督の委託を受けた司法修習生に上記事由があると認めるときに、司法研修所長を通じて、これを最高裁判所に報告しなければならないとされている。そして、本件開示文書を見分した結果によれば、本件開示文書には、司法修習生に関する規則19条2項に基づく報告について、当該司法修習生に対して与える弁明の機会について記載され、司法研修所長が同条1項の規定により最高裁判所に報告する場合にも同様の弁明の機会が与えられることが記載されている。このような本件開示文書の記載内容に加え、報告という事務の性質を踏まえれば、最高裁判所において司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告を処理するに当たって、上記各規則及び本件開示文書のほかに、同報告の取扱いについて定める必要性は認められないから、上記最高裁判所事務総長の説明の内容が不合理であるとはいえない。

苦情申出人は、司法修習生に関する規則19条1項に基づき、司法研修所長が最高裁判所に提出した報告書の取扱いが書いてある文書が別に存在すると思われると主張するが、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠が何ら示されず、そのような文書を保有している

ことをうかがわせる事情も認められないから、上記の主張を採用することはできない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、最高裁判所において、本件開示文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子